

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第34次改正案」に関する意見照会結果取りまとめ(第2回)

令和2年12月25日

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント
1	自動車機構	改正全般	押印規定が廃止となるが、申請の都合による押印及び署名は否定しないという理解でよろしいでしょうか。 また訂正についても上記理解に同じでよろしいでしょうか。	確認です。	届出者が押印、訂正印又は署名を行いたいということであれば、押印、訂正印又は署名を妨げるものではありません。
2	日本自動車工業会(国内認証業務分科会)	別添2新規検査等提出書審査要領5.関係第4号様式	・印 → 削除 ・備考：氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。 →削除	削除対象からのヌケではないでしょうか。 ヌケではない場合にはその理由をご教示ください。	技術基準等適合証明書については、技術基準への適合性を自動車製作者の証明のみで担保する重要な書面であり、不正防止の観点から押印又は署名を引き続き求めることとしておりますが、偽造防止対策が講じられることとなった際には押印又は署名を求めないことも可能と考えていることから、今後も検討することとしております。
3	日本自動車車体工業会	別添4改造自動車審査要領	複数台数届出の通知書写しを提出する際の、写しへの押印も省略していただきたい	昨今の押印廃止の流れもあり、また写しの発行元では管理番号を台帳で管理することになっておりトレーサビリティも可能なため、押印が無くても支障はないと考えます。	複数台届出の通知書の写しへの押印については、偽造されることによる複数台届出者の権利が侵害されることを防止する観点から押印を必要としておりますが、偽造防止対策が講じられることとなった際には不要となるよう今後も検討することとしております。
4	自動車機構	各種届出様式	様式に定められている押印又は署名が廃止となりますが、訂正印の扱いについては、どのようになるのでしょうか。	訂正印も不要と言うことであれば、どのように処理するのかを御教示頂きたい。	訂正箇所への訂正印の押印も求めないこととします。
5	自動車機構	各種届出様式	届出書等の記載内容に訂正があった場合は、取り消し線で対応してよろしいでしょうか。	確認のため	訂正箇所への訂正印の押印も求めないこととしますが、訂正方法については取り消し線で問題ありません。
6	自動車機構	附則(令和2年12月15日規程第28号)2.	「印」及び「備考」とありますが、第33次改正にてリコールの旨の記載が追加となっております。現在の改正案では押印廃止にかかる箇所以外も対象となることから手当願います。	確認です。	ご意見を踏まえ修正しました。
7	自動車機構	附則(令和2年12月15日規程第28号)2. 3.	3.における様式中の「印」は改正前の別添2のものであり、令和3年3月31日までの附則であるため、2.と3.をまとめてはどうでしょうか。	提案です。	ご意見を踏まえ修正しました。